

議案第14号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年6月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

第6条 略

2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。

区域の名称	埋立造成面積
米子港旗ヶ崎地区	42ヘクタール
略	

第6条 略

2 埋立事業を行う区域の名称及び埋立造成面積は、次のとおりとする。

区域の名称	埋立造成面積
境港外港昭和地区	154ヘクタール
米子港旗ヶ崎地区	42ヘクタール
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。